

議案第40号説明資料

平成29年11月29日

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

---

資料

---

改正概要 ..... 1

改正内容 ..... 1～2

新旧対照表 ..... 3～6

総務課

# 大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

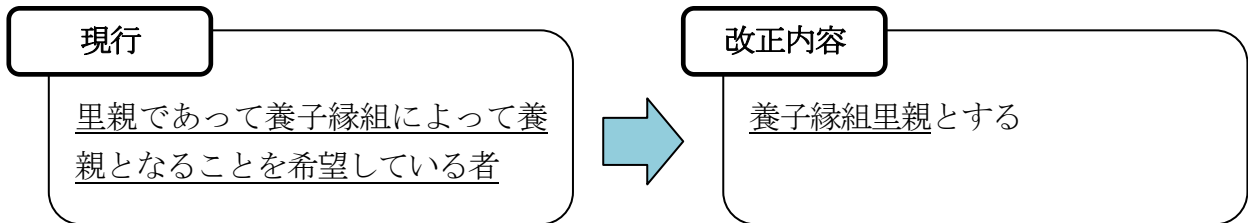
## 1 改正概要

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）等が改正されたことに伴い、規定の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### 児童福祉法

- (1) 里親に関する定義規定が再編されたことに伴う規定の整備（第 2 条の 2 関係）  
養子縁組によって養親になることを希望する者が「養子縁組里親」として法定化されたことにより、規定を整備する。

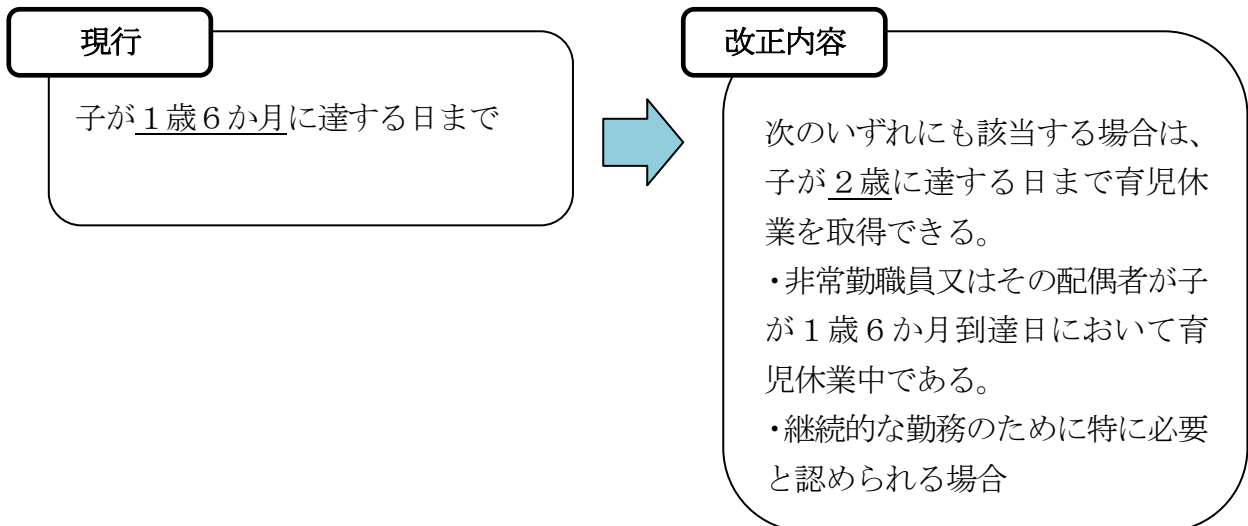


### 地方公務員の育児休業等に関する法律等

- (2) 非常勤職員の育児休業取得可能期間の変更及び再度の育児休業をすることができる特別の事情についての変更

（第 2 条、第 2 条の 3、第 2 条の 4、第 3 条関係）

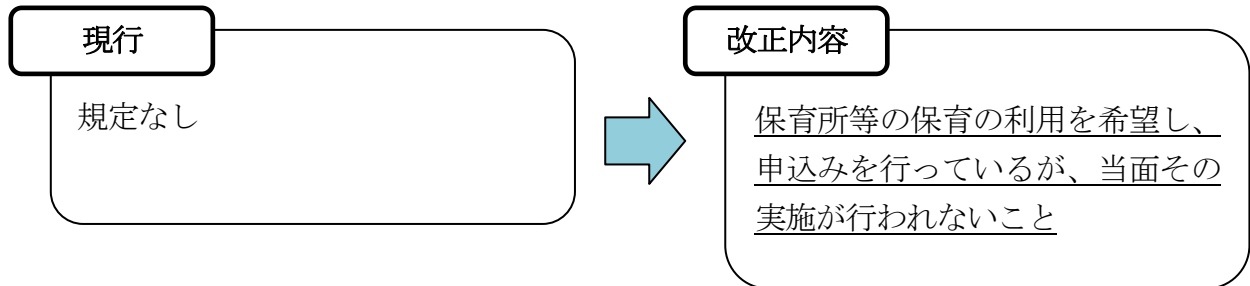
非常勤職員について、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2 歳に達する日まで育児休業をすることができるとする。また再度の育児休業の取得についても同様とする。



(3) 育児休業の取得及び延長並びに育児短時間勤務の取得を認める特別な事情について、これまで運用により認めていたものが明文化されたことによる規定の整備

(第3条、第4条、第10条)

特別な事情として「保育所等の保育の利用を希望し、申込みを行っているが定員などの理由により当面入所ができないこと」を加える。



大磯町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>第1条 省略<br/>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 省略<br/>(1)～(3) 省略<br/>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員<br/>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員<br/>(ア) 省略<br/>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)<u>(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員<br/>(ウ) 略<br/>イ 省略<br/>ウ 省略<br/>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第6条の4第1号</u>に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に<u>反するため</u>、同項の規定により、同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 省略<br/>(1) 省略</p> | <p>第1条 省略<br/>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 省略<br/>(1)～(3) 省略<br/>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員<br/>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員<br/>(ア) 省略<br/>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(<u>第2条の3第3号</u>において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員<br/>(ウ) 略<br/>イ 省略<br/>ウ 省略<br/>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第6条の4第2項</u>に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に<u>反するもの</u>、同項の規定により、同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する<u>里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 省略<br/>(1) 省略</p> |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大磯町規則第7号）第17条第1項第6号及び第7号の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 省略<br/>ア 省略<br/>イ 省略</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日にお</u></p> | <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大磯町規則第7号）第17条第1項第6号及び第7号の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 省略<br/>ア 省略<br/>イ 省略</p> |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p><u>いて育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p>  | <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p>   |
| <p>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>  | <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>  |
| <p>第3条 省略</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、<u>当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること <u>又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> | <p>第3条 省略</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> |
| <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込を行っているが、<u>当面その実施が行われないこと</u></u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に</p>  | <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなけ</p>  |

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>第5条～第9条 省略<br/> (育児短時間勤務の修了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 省略<br/> (1)～(6) 省略<br/> (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<br/> <u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>第11条～第24条 省略</p> <p><u>附 則</u><br/> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>ればその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>第5条～第9条 省略<br/> (育児短時間勤務の修了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 省略<br/> (1)～(6) 省略<br/> (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと<br/> その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>第11条～第24条 省略</p> |